

市会議案第15号

吹田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年11月24日提出

吹田市議会議会運営委員会委員長 小北 一美

吹田市条例第 号

吹田市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

吹田市議会委員会条例（昭和38年吹田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「10人」を「9人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

吹田市議会委員会条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(議会運営委員会の設置等)</p> <p>第3条の2 -----略-----</p> <p>2 議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の定数は、<u>10人</u>とする。</p> <p>3 -----略-----</p>	<p>(議会運営委員会の設置等)</p> <p>第3条の2 -----略-----</p> <p>2 議会運営委員会の委員(以下「議会運営委員」という。)の定数は、<u>9人</u>とする。</p> <p>3 -----略-----</p>